県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する
衛生管理ガイドライン（８月１７日版）

R2.8.17

石川県教育委員会

１　保健管理体制

・学校においては、十分な感染症対策を行うことを生徒・保護者に説明し、理解を得る。

・学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、生徒への指導、保護者への連絡、環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に衛生管理面については学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき、常にこの対応策の確認、見直しを行う。

２　「新しい生活様式」等についての生徒への指導

・文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、生徒が感染症予防について正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導する。

・また、「新しい生活様式の実践例」（６月１９日改訂版）を生徒に配付し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを再度指導する。その際、特に以下の内容について確認する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の３つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について生徒にしっかり理解させる。

◇　人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。

◇　会話をするときは可能な限り真正面を避ける。

◇　外出時や、屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。夏場は熱中症に注意する。

◇　手洗いは３０秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。（手指消毒薬の使用も可）

(2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモするよう指導する。接触確認アプリの活用も紹介する。

(3) ３密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。

(4) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。

新　・学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて注意を払う必要があることについて指導する。

・手洗い、咳エチケット、３密回避を呼びかけるポスターを掲示する。

３　通学について

・公共交通機関を利用する生徒の通学時間が、通勤時間帯と重なる場合は、各学校の実状を踏まえて始業時間、及び終了時間を設定する。

・公共交通機関及びスクールバスを利用する生徒には、以下の点について指導する。

◇　発熱がある場合は乗車を見合わせる　◇　乗車中は必ずマスクを着用する

◇　乗車中は会話を控える　◇手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない

◇　降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う

・スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。

◇　運行の工夫により、過密乗車を避ける　◇　ドアノブ、手すり等を消毒する

◇　手洗いや咳エチケットの徹底　◇　窓を開けて換気する

４　身体的距離の確保

・人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。

・教室内における生徒同士の間隔は、本県の感染状況を踏まえ、現段階では１ｍを目安に最大限の間隔がとれるように座席を配置する。

・上記のように座席配置に留意することにより、普通教室においては生徒４０人程度で授業を行ってもよい。

５　健康管理に関すること

・生徒は登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底する。発熱がなくても、普段よりも体調が悪いと感じたら、登校を控えさせる。
この場合、「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等」とする。

・登校時に、現段階では玄関前で、教職員が検温結果を書いた表を確認する（忘れた生徒は別室で測定）。既に、グーグルクラスルームなどで、登校前に全生徒の検温結果を確認する仕組みができている学校については、その方法を玄関前の確認に代えても良い。

・登校後、発熱等の風邪症状がある生徒は保護者に連絡した上で、帰宅させる。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

・身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきであるが、体育の授業中や、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合等は外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、近距離での会話を控えるようにするなど留意する。

・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

６　感染防止対策

・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話をすることのないよう注意喚起する。

・「３密」と「大声」に注意する。密閉、密集、密接の「３密」の重なりを避けるだけでなく、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。

・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。

新 ・登校したら、まず手洗いを行うよう指導する（手洗いできない場合は手指の消毒）。学校に出入りする関係者にも同様のことを徹底する。

・次の６つのタイミングで手洗い（手洗いできない場合は手指の消毒）を徹底する。

◇　教室に入るとき　◇　咳やくしゃみ、鼻をかんだとき　◇　食事の前後

◇　掃除の後　　◇　トイレの後　　◇　共有のものを触ったとき

手洗い場の混雑を避けるため、水道がある特別教室等の利用も検討する。

・スマートフォンは、色々なところを触った手で操作することから、ウイルスが付着している可能性があることを生徒に充分理解させる。

・生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってくるよう指導する。

・タオルやハンカチは貸し借りしないよう指導する。

・教室内等の換気を徹底する。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（３０分に１回以上、数分間程度、窓を全開する）、２方向の窓を同時に開けて行う。エアコン使用時においても換気を行う。

新 ・清掃・消毒については、一時的な消毒の効果を期待するよりも、通常の清掃を丁寧に行い、清潔な空間を保つことが重要である。下記のポイントを参考に、通常の清掃に消毒の効果を取り入れる。清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で、丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底する。

＜普段の清掃・消毒のポイント＞

▣　使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。

▣　机、椅子の特別な消毒は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

▣　大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は１日に１回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代えることも可。

▣　トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

▣　器具・用具など共用するものは、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

新 ・消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。

・各学校は、マスクを忘れた生徒のために予備のマスクを用意しておく。

・以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、本県の感染状況を踏まえ、現段階では、実施を検討する。その際、手洗い指導の徹底、体調に不安のある生徒の不参加を認めることなどについても留意する。用具や器具を共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。

◇　生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動

◇　室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏

◇　生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習

◇　生徒が密集したり接触したりする運動

・昼食時には以下の点にも留意する。

◇　食事の前後の手洗い（手洗いできない場合は手指の消毒）を徹底する。

◇　机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。

・更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの工夫をし、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に生徒が密集することを避ける。

・図書館は、利用前後の手洗い（手洗いできない場合は手指の消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行ったうえで、開館する。

7　学校教育活動について

新　・感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、生徒の健やかな学びを保障する。

・学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。

・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行うなど十分配慮する。

◇　大勢の生徒が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど

◇　文化祭などの文化的行事は小グループごとで練習したり、発表の様子を映像や音声にとり校内放送で流すなど

・健康診断を実施するに当たっては以下の点にも留意する。

◇　生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。

◇　部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においては１～２ｍの間隔をあける。

◇　不要な会話や発声を控える。

・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。

・修学旅行については、その教育的意義に配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討する。ただし、海外への修学旅行や研修旅行については、行き先となる国の入国制限、行動制限の状況、帰国後の検疫体制の状況等について、外務省や厚生労働省の最新情報を踏まえ、適切に対応する。

・部活動については、保健体育課・学校指導課発出の「学校再開に伴う部活動の実施について」に従う。

８　生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

・生徒に対して、様々な不安やストレスが生じた場合には、ホーム担任だけでなく、相談室の先生等にも相談するように指導する。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（電話による相談を含む）を行う。

・「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

９　偏見、差別に関すること

・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。

10　保護者への連絡等

・保護者への連絡体制を整えておく。

・一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。

・保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

11　感染者、濃厚接触者が確認された場合

・生徒・教職員の感染が確認された場合、あるいは、生徒・教職員が濃厚接触者であることが確認された、または、その同居する家族等の感染が確認された場合、速やかに県教委の各担当課へ連絡する。（生徒：保健体育課、教職員：教職員課、事務職員：庶務課、外国語指導助手：学校指導課）

・その際、個人情報の扱いには十分留意する。

新　・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や検査、校内の消毒に必要な日数として、３日程度を念頭に臨時休業を実施する。その後、保健所の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施する。

12　その他

・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。